

個別避難計画（個別支援プラン）の作成状況について

1 住吉区地域見守り支援システムについて

住吉区では、地域活動協議会に「災害時要援護者支援台帳」を提供し、地域において、日ごろから避難行動要支援者の方々に声かけや見守り活動を行っていただくなどの体制を整え、顔の見える関係を作ってもらった上で、災害時の「個別支援プラン」を作成し、災害時に一人でも多くの命を助けていただく、地域の支えあいの仕組みである「住吉区地域見守り支援システム」の構築に取り組んでいます。

2 災害対策基本法の改正について

令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画（個別支援プラン）を作成することが市町村の努力義務となりました。

作成期間はおおむね5年以内となっており、令和8年度末までに個別避難計画（個別支援プラン）を作成する必要があります。

3 作成完了状況

令和6年度末達成状況	65.3%（昨年度末の達成状況）
令和7年度末作成目標	70%
令和8年1月現在	100%

※詳細は別紙「住吉区地域見守り支援システム進捗状況等」参照

住吉区個別支援プラン進捗状況

地域名	台帳 登録者数(名)	個別支援プラン (作成者数)
墨江	319	319
清水丘	231	231
遠里小野	175	175
東粉浜	127	127
住吉	731	731
長居	598	598
依羅	516	516
南住吉	565	565
山之内	439	439
苅田	295	295
苅田南	303	303
苅田北	264	264
合計	4,563	4,563名 (100%)

令和8年1月現在

事前意見に対する対応方針

番号	意見	対応方針	参考
7	<p>【個別避難計画（個別支援プラン）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台帳は年1回の見直しが行われているようですが、当初「見守り登録は不要」と回答された方についても、同様に見直しは実施されていますか。当初の回答以降、身体状況・健康状態・要介護度などに変化が生じている可能性もあると考えます。 ・また、住吉区外への転出・住吉区への転入があった場合、個別避難計画の有無や内容は引き継がれるのでしょうか。 ・あわせて、地域支援員の立場（市職員、社会福祉協議会職員、町会役員を含むボランティア等）についても教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「見守り登録に不同意」と回答された方に、次年度以降に改めて意向を確認する調査は行っておりません。ただし、状況等の変化があった場合は、本人からの申し出により登録することが可能であり、その旨を介護事業所連絡会や自立支援協議会等にて周知しております。 ・個別支援プランは各区の状況によって様々であり、実施内容や対象者の範囲が区によって異なるため、区をまたいだ引継ぎは行っておりません。 ・地域支援員は、地域活動協議会を通してご登録いただいているボランティアの方々です。要件は「住吉区地域見守り支援システム地域支援相談員・地域支援員設置要綱」の第4条に「住吉区民もしくは住吉区内の事業所に勤務する者」と定めており、町会役員や民生委員をはじめ地域の皆さまに担っていただいています。 	吉城委員
8	<p>【個別避難計画（個別支援プラン）について】</p> <p>地域に提供されている個別避難計画の中に「災害時のみ訪問してほしい」と記載されることがありますが、訪問をする支援員にとって通常の訪問と災害時のみの訪問などややこしいという話を聞きます。どのように対応すればよいですか。</p>	<p>住吉区地域見守り支援システムでは、個別避難計画を作成した後も、日ごろから避難行動要支援者の方々への声かけや見守り活動を行っていただき、心身の状況や生活環境の変化に応じて、避難計画の内容を随時見直していただくこととしています。</p> <p>一方で、避難行動要支援者の中には、同居家族がいるなどの理由により、日常的な見守り活動を必要としない方がおられることも事実です。</p> <p>常時の見守りが不要とされている方についても、年に1回程度の訪問や声かけを行っていただき、状況確認と個別避難計画の点検・修正を行うことをお願いしたいと考えています。</p>	鍛冶本委員